

第 8 5 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 6 年 6 月 2 4 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 1 0 分

開催場所 姫路市役所 本館 1 0 階 第 2 会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	後 藤 明 彦	出席		
2	小 林 隆	出席		
3	森 下 光 春	出席		
4	大 西 正 紀	出席		
5	岡 本 富 博	出席	○	
6	船 引 政 則	出席	○	
7	嘉ノ海 敏 明	出席		
8	青 田 俊 則	出席		
9	沼 田 静 雄	出席		
10	嶋 田 秀 文	出席		
11	飯 塚 祐 樹	出席		
12	竹 内 己 良	出席		
13	橋 本 静 枝	出席		
14	小 林 弘 行	出席		
15	吉 田 勝 博	出席		
16	竹 内 光 明	出席		
17	福 永 信 幸	出席		会長職務代理者
18	青 田 誠	出席		会長職務代理者
19	田 靡 仁 志	出席		会長

その他の出席者 0 名

農業委員会事務局職員 4 名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
議案第6号	畑地転換届について
議案第7号	農地法第18条の規定による許可申請について
議案第8号	相続税等納税猶予適格者証明について
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号	合意による解約等の通知について
報告第5号	県許可案件の許可状況について
報告第6号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和6年6月24日 午後1時30分)

議 長 定刻となりましたので、只今から、第85回総会を開催致します。

【 議 長 挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中19名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

なお、委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を岡本富博委員と船引政則委員をお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく願います。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号（P1～P2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が7件提出されております。

1番です。

辻井一丁目の田[]につきまして、「平成16年以前から公衆用道路の一部として利用している」との申請です。

2番です。

土山五丁目の田3筆[]につきまして、「平成15年以前から工場敷地の一部などに利用している」との申請です。

3番です。

打越の田2筆[]につきまして、「平成13年以前から進入路及び住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

4番です。

打越の田[]につきまして、「平成13年以前から倉庫敷地の一部として利用している」との申請です。

5番です。

夢前町芦田の畑[]につきまして、「平成10年以前より、山林となっている」との申請です。

6番です。

夢前町菅生潤の畑[]につきまして、「平成12年以前から住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

7番です。

飾東町北山の畑[]につきまして、「昭和60年以前より、山林となっている」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P3～P5）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、18件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

いずれも所有権の移転となっており、3番から5番、8番、9番と17番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、いずれも譲渡人の「自作地」で、譲受人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番から7番につきましては、現在耕作面積が0㎡の新規農家の方の案件です。いずれも営農計画書が添付されております。

1番です。

網干区津市場の田[]につきまして、網干区津市場の[]が、[]

から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、

とのことです。なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、中南部地区農政協議会では「農業実績のある近親者の指導を受けることができるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

2番です。

東山の畑ににつきまして、東山のが、から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、

とのことです。なおこの案件、中南部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

3番です。

大津区新町二丁目の田ににつきまして、大津区新町二丁目のが、から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、

とのことです。なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、中南部地区農政協議会では「自宅の隣接地で面積も小さく農業経験があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

4番です。

大津区新町二丁目の田ににつきまして、大津区新町二丁目のが、から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、

とのことです。なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、中南部地区農政協議会では「自宅の隣接地で面積も小さく農業経験があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

5番です。

田寺八丁目の田ににつきまして、龍野町一丁目のが、から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、とのことです。なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、中南部地区農政協議会では「畑作で面積が小さく農業機械等十分に確保しているため新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

6番です。

夢前町護持の田2筆ににつきまして、夢前町菅生瀬のが、から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「水稻」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、

とのことです。なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「農業実績があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

7番です。

安富町名坂の田2筆ににつきまして、安富町名坂のが、から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜、果樹」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、とのことです。なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「農業経験があり自宅近くであるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

8番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

8番です。

御立西一丁目の畑 [] につきまして、御立中一丁目の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「季節野菜」となっております。

9番です。

広畑区早瀬町二丁目の田2筆 [] につきまして、広畑区早瀬町二丁目の [] が、 [] から「贈与を受けたい」との持分3分の1についての所有権移転の申請です。同一台帳内での所有権移転のため、農家台帳上の耕作面積に変更はありません。作付作物は「露地野菜」となっております。

10番です。

安富町栃原の畑 [] につきまして、安富町栃原の [] が、 [] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「季節野菜」となっております。

11番12番です。

林田町林谷の [] が、林田町上伊勢の田2筆 [] につきまして、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「柿、栗」となっております。

13番です。

夢前町前之庄の田 [] につきまして、夢前町前之庄の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

14番です。

夢前町宮置の田 [] につきまして、夢前町宮置の [] が、同居の [] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。同一世帯間での所有権移転のため、耕作面積に変更はございません。作付作物は「露地野菜」となっております。

15番です。

夢前町寺の田5筆 [] につきまして、夢前町菅生潤の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「ブルーベリー」となっております。

16番です。

船津町の田2筆 [] につきまして、船津町の [] が、 [] から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

17番です。

四郷町本郷の田 [] につきまして、四郷町本郷の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

18番です。

四郷町見野の田2筆 [] につきまして、白浜町神田二丁目の [] が、 [] から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は [] になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

委 員

2番の案件の聞き取り調査についてですが、地区協議会の時には、担当委員からは原則として行うのだから必要、との意見でそんなものかなと思っていたんですが、自宅東隣の畑で面積も小さく、本人も80才と高齢の方で申請地についても以前から草刈り等管理をしているとあり農業実績もある方なので、他の同様な案件も必要なしとされている中で、やっぱりいらないんじゃないかと思います。

議 長

営農計画書には、「隣接畑で露地野菜を作っている」とありますが、その面積はどれくらいですか。

事 務 局

この隣接の畑ですが、今回の申請地と同じくらいの面積です。調べたところ、地目は畑ですが古い転用履歴があり申請人の所有地ですが農家台帳には登載されていませんでした。事務局の方の現地確認では、現況は畑でこの申請人が露地野菜を作っておられました。

議 長

有難うございます。ほかに、なにかございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

ない様ですので、それでは、まずは許可相当かどうかについて採決します。いずれも許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。

次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、地区協議会の意見では、2番以外の新規農家については、必要なし、との意見でしたが、こちらについてはなしということによろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

次に、2番の新規農家の聞き取り調査の要不要について、ご意見はございますか。

委 員

担当委員の方は新規農家は原則聞き取り調査をした方がいいとの意見からおっしゃったのですが、他の新規農家の案件も見渡して、特に注意すべき内容があるわけではないので、これについても省略してかまわないのでは、と考えます。

議 長

ほかに、ご意見はないですか。

委 員

私も、この案件、面積も小さく、農業経験もあることから、必要ないのかな、と思います。担当委員のおっしゃるようにすべて聞き取りした方がいいのでしょうけれども、件数もだいぶ多いです、省略するとしたほかの案件と並べてみて、これだけということもあります。地区協議会での意見もありますが、最終的には総会で決めることですので、担当委員の意思を尊重しつつ、省略の方向で、と思います。

議 長

ほかに、ご意見ございますか。

2 番について、やはり聞き取り調査をした方がいいという意見はないですか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですので、それでは、2 番についても聞き取り調査を省略する、ということで、よろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、決定とします。

それでは続きまして、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第 29 条第 1 号の確認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第 3 号（P 6～P 7）を説明する。

〔農地法第 4 条の規定による許可申請について〕

農地法第 4 条の規定による許可申請について、この度は、4 件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1 番です。

勝原区朝日谷の田 [] につきまして、「露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設である JR 網干駅から近距離の「第 2 種農地」となっております。「事業内容」につきましては、

[] となっております。

2 番です。

打越の田 [] につきまして、「貸露天資材置場、貸露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模 10 ha 未満の「第 2 種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、

[] となっております。

なおこの案件、転用面積が 1,000 m²を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

3 番です。

豊富町豊富の宅地 [] につきまして、「現況が畑であるところを、庭にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模 10 ha 未満の「第 2 種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、

[] となっております。

4 番です。

香寺町行重の田 [] につきまして、「露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第 1 種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の 2 分の 1 以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、

となっております。

この案件につきましては、隣接農地の耕作者及び所有者2人のうち1人の同意書がありますが、所有者のうち1名の同意書の添付がありませんが、同意の押印がもらえない理由が、想定される付近の営農への支障や災害の発生のおそれとは無関係な理由によるものであるとして、代わりに疎明書が提出されております。疎明書を朗読いたします。

《疎明書を朗読》

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。

200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっておりますが、これに該当することの確認願として1件提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

都市計画区域外の夢前町寺の田2筆 につきまして、「露天集積場として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「露天集積場」となっており、当該農地の譲受人が引き続き農作物の集積場として利用する計画となっております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございました。

4条申請の2番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しましたので、メンバーの委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

委 員

議 長

はい、報告、ありがとうございました。

事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

委 員

3番の案件ですが、地目が宅地であるのに、なぜ転用の申請がでているのでしょうか。

事 務 局

農地法は、土地の現況が農地であるものについて適用されることになっております。この土地については現況畑として農家台帳も存在しており、さらに課税も農地課税となっております。過去に現況農地として登載願が出されたようです。この農家台帳から落とす手続きとして転用申請を提出していただいております。なお、県の方とは打ち合わせ済みです。

議 長

ほかに、なにかございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、承認することによろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手を確認しましたので、4条申請については許可相当、則29条については承認とします。

それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号(P7～P9)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。8番の案件でございますが、申請者から取下げがありましたので、削除をお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、12件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

2番から9番が都市計画区域外の案件である他は、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

勝原区朝日谷の田2筆[]につきまして、[]が、「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設であるJR網干駅から近距離の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、[]

[]となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000.0㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

2番です。

安富町安志の田[]につきまして、[]が、「譲り受けて、住宅兼店舗を建て、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、[]

[]となっております。

3番です。

夢前町前之庄の田[]につきまして、[]が、「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、[]

[]となっております。

4番です。

夢前町筋野の田 [] につきまして、 [] が、「譲り受けて、貸露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 []

となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

5番です。

夢前町筋野の田 [] につきまして、 [] が、「譲り受けて、貸露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 []

となっております。

6番です。

夢前町護持の田 [] につきまして、 [] が、「譲り受けて、貸露天駐車場兼貸露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、 []

となっております。

7番です。

夢前町護持の田 [] につきまして、 [] が、「譲り受けて、貸露天作業場兼貸露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、 []

となっております。

9番です。

夢前町前之庄の田2筆 [] につきまして、 [] が、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 [] の小規模太陽光施設となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、景観計画区域内の行為が届出済み、事業計画事前申請が申請済みとなっております。

10番です。

御国野町深志野の畑 [] につきまして、 [] が、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、 [] の小規模太陽光発電設備を設置する計画となっております。

11番です。

となっております。

となっております。

「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。
次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第5号（P10～P11）を説明する。
〔農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について〕

農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、農地中間管理機構である公益社団法人ひょうご農林機構から、農用地利用集積等促進計画を県知事へ認可申請するにあたり、農業委員会の意見を求められているものでございます。

参考資料もあわせてご覧ください。

農用地利用集積等促進計画につきまして、次の点をご確認のうえ、ご協議をお願いいたします。

①耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。

②耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

③法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たしているか否か

農業委員会としましては、農地法3条の許可基準を準用して、意見についてのご協議をいただきますようお願いいたします。

この度の権利設定は、全体として、新規の設定が「1件、1筆、448㎡」、再設定が「2件、12筆、20,548㎡」、の計画となっており、市が6月1日付で公告を行います。

今回の権利設定は、新規に■■■■■■■■■■への移転が1件1筆、448㎡、ひょうご農林機構預かり分の筆を■■■■■■■■■■への再設定が2件12筆、20,548㎡の計画となっております。

なお、■■■■■■■■■■は、姫路市において現在耕作面積が0㎡であるため、北西部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

その他、北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を、ひょうご農林機構へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積等促進計画への意見につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

委 員

■■■■■■■■■■は、農地所有適格法人ですか。

事 務 局

参考資料に、県から農地所有適格法人に該当するとの資料をいただいています。なお、現在■■■■■■■■■■にて耕作をされているとのことです。

議 長

ほかに、なにかございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。
次に、議案第6号「畑地転換届」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号(P12)を説明する。

〔畑地転換届について〕

畑地転換届について、この度は、1件の届出が出ております。

この度は、1件の届出が出ております。

市街化区域の継の田2筆[]につきました、「周囲が宅地化し、水稻耕作が困難となったため」との届出です。なお、同日付で露天駐車場を転用目的とした4条届出を受付けており、6月20日付で受理しております。申請地の一部を露天駐車場に転用し、その残地を一緒に地上げして畑地にする計画となっております。

担当委員から「農地として適正に造成されると判断される」との意見を頂いております。中南部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、議案第7号「農地法第18条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号(P12)を説明する。

〔農地法第18条の規定による許可申請について〕

農地法第18条の規定による許可申請について、この度は、1件の貸人からの解除・解約の申入れの申請が出ておりましたが、事務局からの4人の借人相続人への照会に対し、全員から解約に同意する旨の回答があり、合意解約が成立いたしました。このため、申請者から取下げがありましたので、案件の削除をお願いいたします。

議長

報告ありがとうございます。

それでは、案件の削除をお願いします。

次に、議案第8号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第8号(P13～P15)を説明する。

〔相続税等納税猶予適格者証明〕

今月は6件の証明願が出ております。

1番です。大津区西土井の[]が所有されていた市街化区域の農地5筆を、同居の子であります[]が相続するというものです。農地の利用状況は、1番2番の農地、3番4番の農地、どちらも2筆一体で利用しており、5番を含めいずれの農地も水稻をされ、良好に管理をされています。なお、2番の農地につきましては、倉庫の面積を除外して申請されています。

2番です。飾磨区英賀東町二丁目の[]が所有されていた市街化区域の農地1筆を、子であります飾磨区英賀東町二丁目の[]が相

続するというものです。農地の利用状況は、野菜を作付けされており、良好に管理されています。なお、農地の一部に石碑があり土台部分の面積を除外して申請されています。

3番、4番です。井ノ口の[]が所有されていた市街化区域の農地5筆の内、1筆は、同居の子であります[]と、飾磨区恵美酒の[]が共有で相続し、残りは[]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、[]が相続される1番、2番の農地は耕起状態、3番の農地は一部野菜を作付けされている場所を除き耕起状態、5番は果樹が植えられおり、倉庫の面積を除外して申請されています。1番の農地につきましては、今期は育苗が間に合わなかったため、次期より水稻をする、3番の農地については、全面的に大豆や野菜の作付けをするとの営農計画を提出されています。なお、共有で相続する4番の畑については、良好に管理されていますが、この農地は[]、農作業としては一部にとどまっております。自ら耕作することが納税猶予の対象であるという趣旨を踏まえて、全ての農作業を人任せにするという事態にならないよう指導してまいりたいと考えています。

5番、6番です。御立北一丁目の[]が所有されていた市街化区域の農地3筆の内1筆を、御立中七丁目の[]が、2筆を、同居の[]が、それぞれ相続するというものです。農地の利用状況ですが、[]が相続する農地は、野菜を作付けされており、[]が相続する農地は、2筆一体で大豆を作付けする予定の営農計画を提出されています。

なお、中南部地区農政協議会では、適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第1号（P12）を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、5月にご審議いただきました新規農家3件の聞き取り調査を、6月5日に実施していただきました。

当日は、1番2番については本人が、3番については園長が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、いずれも同日付にて許可書を交付しておりますことを報告いたします。

議 長

報告ありがとうございます。

それでは、聞き取り調査メンバーの委員から発表をお願いします。

委 員

[]

議 長

報告ありがとうございました。
なにか、ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですね。
次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第2号（P16～P17）を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、5月10日から6月6日の間に受け付けたもの、6件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員

・・・。

議 長

特にないようですので、確認いたします。
次に、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第3号（P17～P25）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、5月10日から6月6日の間に受け付けたもの41件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議長

ないようですので、確認いたします。
次に報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第4号(P25～P26)を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が2件、使用貸借契約の解約の通知が3件ございました。うち、利用権に該当するものは3件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですね。
次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第5号(P27～P29)を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、5月において21件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長

報告、有り難うございます。確認をお願いします。
次に報告第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第6号(P30～P31)を説明する。
〔農業経営改善計画(認定農業者)の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、5月の会長決裁分です。

1番の林田町下構において、これから施設野菜(イチゴ)を作付けし、営農していく予定の[]につきましては、令和5年9月に農地を取得されており、本来であれば認定新規就農者になるべきところですが、年齢制限のため新規就農者の認定を受けられないので、認定農業者としての認定を目指し4月に申請を出されました。事務局で調査しましたところ、取得した農地で営農している形跡は確認できず、雑草が繁茂していたので、農政総務課を通じて確認しましたところ、認定を受けて補助金を受けてからハウスを建てたいとの回答でしたが、農業委員会としては農地を適切に管理していない者は認定農業者としては不適切と回答していました。その後遊休農地状態が解消した状態で再度認定申請があったことから、5月は適切であると回答しました。その結果、[]は5月24日付けで認定したと姫路市長より通知がありました。

なお、北西部地区農政協議会で、作付面積に対して目標とする年間農業所得が高すぎるという指摘があったことを農政総務課に伝え、しっかり支援・指導するよう申し入れています。

2番の豊富町において、露地野菜、果樹等を栽培している[]と、3番の船津町において稲作、露地野菜を栽培している[]につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。その結果、[]、[]、[]につきまして、いずれも5月24日付けで認定し

たと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

また、今月は認定取消が2件あります。

1番の[]につきましては、農業事業からの撤退により5月24日付けで、2番の[]につきましては、[]での雇用により5月30日付けで、認定を取り消ししたと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

なお、[]が認定農業者の取り消しとなりましたが、農業委員会法施行規則により[]は認定農業者に準ずる者の扱いとなるため、農業委員会に一定数認定農業者がいることとされている要件に影響がないことを申し添えます。

説明は以上です。

議 長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

委 員

[]はけっこう手広くされていたと思うのですが、農業事業から撤退する理由は、为什么呢。

事 務 局

社長の交代に伴って事業見直しが行われ、借りたほ場の水はけが悪く、なかなか成績が上がらなかったというところで、見直しとなったようです。

議 長

ほかに、なにかございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですね。では確認をお願いします。
以上で、本日の議題は、すべて終了しました。
全体を通して、何かございますか。

各 委 員

・・・。

議 長

ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後3時10分 終了)

議事録署名委員

(議 長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

岡 本 富 博

(署名委員)

船 引 政 則
